

2026年6月12日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
古河電気工業株式会社
代表取締役 森平 英也

株式分割に関する基準日設定公告

当社は2026年5月12日開催の取締役会において、2026年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年6月30日と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の250,000,000株から2,500,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年8月上旬にお届先住所にお送りする予定です。
2. 2026年7月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)